

## 患者等搬送事業認定について

患者等搬送事業とは、寝たきりの方、身体障害者、傷病者等を対象に、入退院、通院等のため医療機関に搬送する場合や転院並びに社会福祉施設への送迎等の際、ベッド等を備えた専用車や車椅子を固定できる専用車を用いて搬送を行う事業のことです。

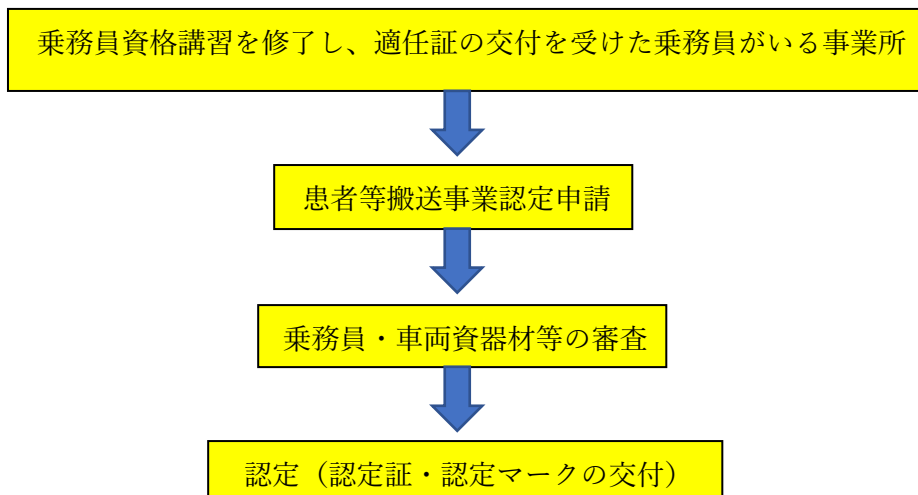
隠岐広域連合消防本部では、一定の要件を満たした民間の搬送事業者を患者等搬送事業者として認定します。認定を受けた事業者の患者等搬送用自動車は、応急手当等の講習を修了した乗務員が乗車し、応急手当に必要な資器材を積載しています。

申請のあった事業者に対して、「隠岐広域連合消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱」に基づき認定を行います。

対象事業者は、道路運送法に定める下記のいずれかを満たすもので、隠岐管内に事業所がある事業者です。

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- 3 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- 4 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

## 患者等搬送事業認定までの流れ



詳細については、[「隠岐広域連合消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱」](#)をご覧ください。

## 乗務員資格講習について

乗務員に対し、患者等搬送事業に必要な知識及び技術を習得させる講習であり、講習を修了した者には、「乗務員適任証」を交付します。

受講対象者は、隠岐管内に居住または勤務している者で、18歳以上の方が対象になります。

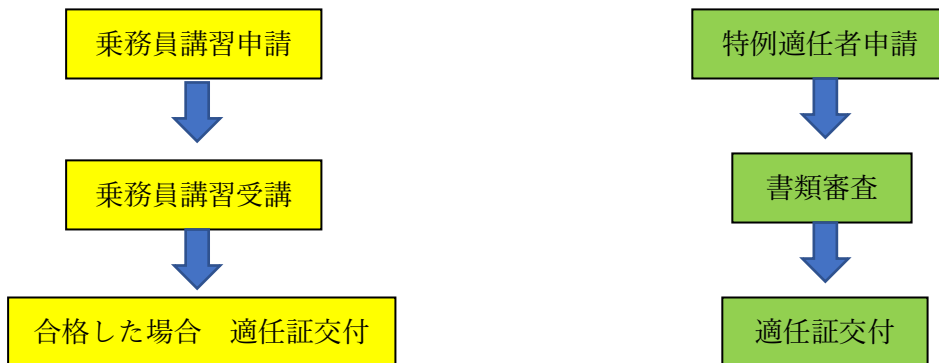
乗務員適任証の有効期限は、交付日の翌日から2年。ただし、有効期間満了前に定期講習を受講した時は、さらに2年間有効とし、それ以降も同様とします。

講習種別及び時間数は以下のとおりです。

- ・乗務員資格講習 24時間
- ・乗務員資格講習（車椅子専用） 16時間
- ・定期講習 3時間（2年毎に受講）

## 乗務員適任証交付までの流れ

乗務員講習を修了した者と同等以上の知識及び技術を有する者は特例適任申請、それ以外の者は乗務員講習受講申請。



詳細については、[「隠岐広域連合消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱」](#)をご覧ください。

問い合わせ先

隠岐広域連合消防本部 警防課救急係

住所：島根県隠岐郡隠岐の島町平 440 番地 1

TEL：08512-2-2300

FAX：08512-3-1191

Mail：[kyukyu@okikouiki.jp](mailto:kyukyu@okikouiki.jp)